

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袋井市長 大場規之

市町村名 (市町村コード)	袋井市 (22216)	
地域名 (地域内農業集落名)	袋井北地区 (鷺巣上・鷺巣下・可睡・北町・サンステラス久能・上久能・中久能・下久能・天神町・堀越上・堀越中・堀越一丁目・堀越二丁目・堀越三丁目・堀越五丁目・山科上・山科下・田町・泉町・葵町・旭町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

土地区画整理事業や主要幹線道路の基盤整備により、住宅地と沿道商業等の土地利用が進む袋井北地区は、小・中学校に加え県立高校や、聖隷袋井市民病院、総合健康センター、総合体育館が整備され、快適な居住空間の形成に取り組んでいる。

また、市街地内の温室メロン栽培、市街地周辺の水田など、現在、認定農業法人・農業者9経営体が営農しているが、土地利用による農地減少や市街地化による生活環境への影響(営農活動に対する理解)が心配される。

【アンケート結果(回答数61件)】

①70歳以上22人(37%)、②後継者がいない耕作者26人(81%)、③10年後の営農:農業をやめる10人(37%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備や整形的な水田で、磐田用水からの安定した供給を受けている地域であることから、今後も担い手への農地の集積・集約化と地域の特性にあわせた利用を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の集約・集積に向け、耕作状況を記入した地図を活用して検討を行うとともに、新たな情報を書き入れ情報の更新を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での担い手による農地の集積・集約化を支援することにより、生産性の高い農業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑦水田の多面的機能を維持するため、耕作者に対する支援や、シルバー人材センター等の活用促進(草刈り作業委託等)を図る具体的な方策を検討する。
- ⑨地域計画区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、太陽光発電事業者及び設備下部で営農する者は、農地の利用の集積、集約、その他農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じることが無いように努めるとともに、地域計画の目標達成に努める。